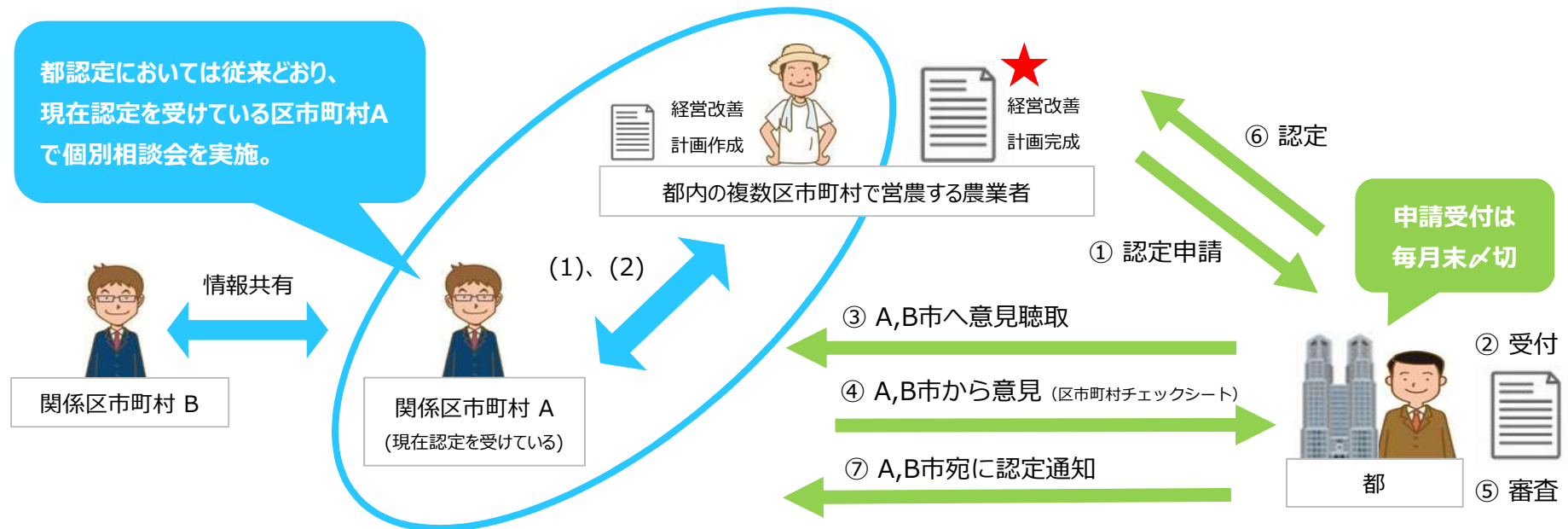


都による認定事務のイメージ

認定事務のポイント

- 都認定においては、認定申請前に、従来どおり「個別相談会」の手続を踏む。(水色丸枠)
- 認定要件の可否を判断するに当たって、関係区市町村に認定の適否について意見聴取。(④A,B市から意見)



都認定

- (1) 5年目の更新時期を迎えた認定農業者等に、個別相談会の案内
- (2) 従来どおり、個別相談会を実施し、計画作成支援を行う。



最終的な農業経営改善計画認定申請書を完成させ、東京都へ認定申請。

(認定期間満了の1ヵ月前までに提出すること!)

認定事務

- ・ 認定庁である東京都は、②の受付から⑦の認定通知まで、1か月以内に事務処理を行う。
- ・ 認定通知を受けた区市町村は、該当の認定農業者について、引き続き区市町村独自の支援施策の対象者とする。

⇒ 認定事務の流れは、【都による認定事務の流れ】を参照